

衆議院経済産業委員会ニュース

平成 21.4.22 第 171 回国会第 9 号

4 月 22 日（水）第 9 回の委員会が開かれました。

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）

- ・二階経済産業大臣、河村国務大臣（内閣官房長官）、谷合経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

牧原 秀樹君（自民）

- ・本改正案においては、16 種類ある不公正な取引方法のうち 5 種類のみに限って、新たに課徴金の対象に加えることとしているが、理由は何か。
- ・消費者庁の設置との関係から、本改正案によって課徴金の対象とすることが見送られた不当表示に対する規制については、今後、どのように検討を進める予定か。

平 将明君（自民）

- ・信用保証協会の緊急保証制度に比べ、セーフティネット貸付の利用が進んでいない現状にあるが、セーフティネット貸付の審査基準となる想定リスク率はどのようになっているか。
- ・量販店との取引を行う業者の現状から、優越的地位の濫用を課徴金の対象に加えることは必要だと考えるが、課徴金算定率はどのようにして決められたのか。本改正案の水準で妥当か。

高木 美智代君（公明）

- ・省エネ冷蔵庫の不当表示に対する公正取引委員会の排除措置命令は、既に 15 万台もの冷蔵庫が販売された後になされているが、より迅速な対応をとる必要があったのではないか。
- ・本改正案において、審判制度は平成 21 年度中に検討を行い見直しをすることとされているが、その方向性について、竹島公正取引委員会委員長はどのように考えているか。

後藤 齋君（民主）

- ・独占禁止法の運用に際し産業の特性に応じた様々なガイドラインが設けられているが、このうち「農協ガイドライン」については、現場の職員等に分かり易い形で十分に周知がなされていると言えるか。

- ・身近なところで様々な安売りが行われているが、こうした安売りが「不当廉売」として判断される基準について分かり易く示す必要があるのではないか。

北神 圭朗君（民主）

- ・下請法違反が疑われる事案への対処については、公正取引委員会や中小企業庁による取組みに加えて、当該事業分野を所管する省庁との連携強化を図っていくことが重要ではないか。
- ・公正取引委員会事務総局においては、期限付任用等を通じた弁護士やエコノミスト等の獲得に今後も注力すべきであり、ひいてはこれが、我が国全体における独占禁止法専門人材の拡大にも大きく寄与するのではないか。

田村 謙治君（民主）

- ・公務員全体の定数を削減する中ではあるが、市場を監視する人員を拡充するべきだと考える。公正取引委員会の人員体制強化に向けた河村官房長官の決意を聞きたい。
- ・課徴金の対象を排除型私的独占や一定の不公正な取引方法まで広げたことは評価するが、不当廉売に関する適用要件を明確化するためガイドラインを整備する必要があると考えるがどうか。

近藤 洋介君（民主）

- ・今回の改正後も維持される著作物再販適用除外制度や日刊新聞法に基づく株式譲渡制限により、メディア分野で強い影響力をもつ新聞社が過剰に保護され、自由な競争や健全な発展が阻害されているのではないか。
- ・公正取引委員会が行う審査手続や審判手続においては、事業者側の防御権の強化など、公正性の担保がきわめて重要な課題になっていると考えるが、これに関する河村官房長官の所見を聞きたい。

大 島 敦君（民主）

- ・優越的地位の濫用を防止するために、違法行為を行った個人を罰する規定を設けたらどうかと考えるが、竹島公正取引委員長の見解を聞きたい。
- ・経済事件を取り扱う審判は短期間での審決が求められるが、早期の審決に至るため、公正取引員会はどのような取組を行っているのか。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・板ガラス業界において大企業が自ら販売子会社を設立し、

中小企業が事実上その販売子会社からしかガラスを購入することができない場合、不公正な取引が行われている状態とは言えないか。

- ・フランチャイズを展開するコンビニ業界においては利益を重視する本部の決定によりオーナー企業が倒産するケースがある。この場合は優越的地位の濫用に当たるのではないか。